

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 福利・給与課 1頁

### お 知 ら せ

令和2年8月14日付け三重県公報第132号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年八月十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県人事委員会規則

#### 三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 3 (略) 4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。	附 則 1 ～ 3 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則附則第四項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

